

財務報告に係る内部統制の整備

昨今のディスクロージャーをめぐる不適切事例

→ 財務報告に係る企業の内部統制が有効に機能していなかったのではないかとの懸念



内部統制の整備の必要性

- ・ 米国では、企業改革法(サーベインズ=オクスリー法)により、財務報告に係る内部統制について、経営者による評価と公認会計士による監査を義務付け
英国、フランス、韓国等でも、同様の制度を導入
- ・ 我が国では、16年3月期から経営者確認制度を任意で導入(三百数十社が確認書を提出)



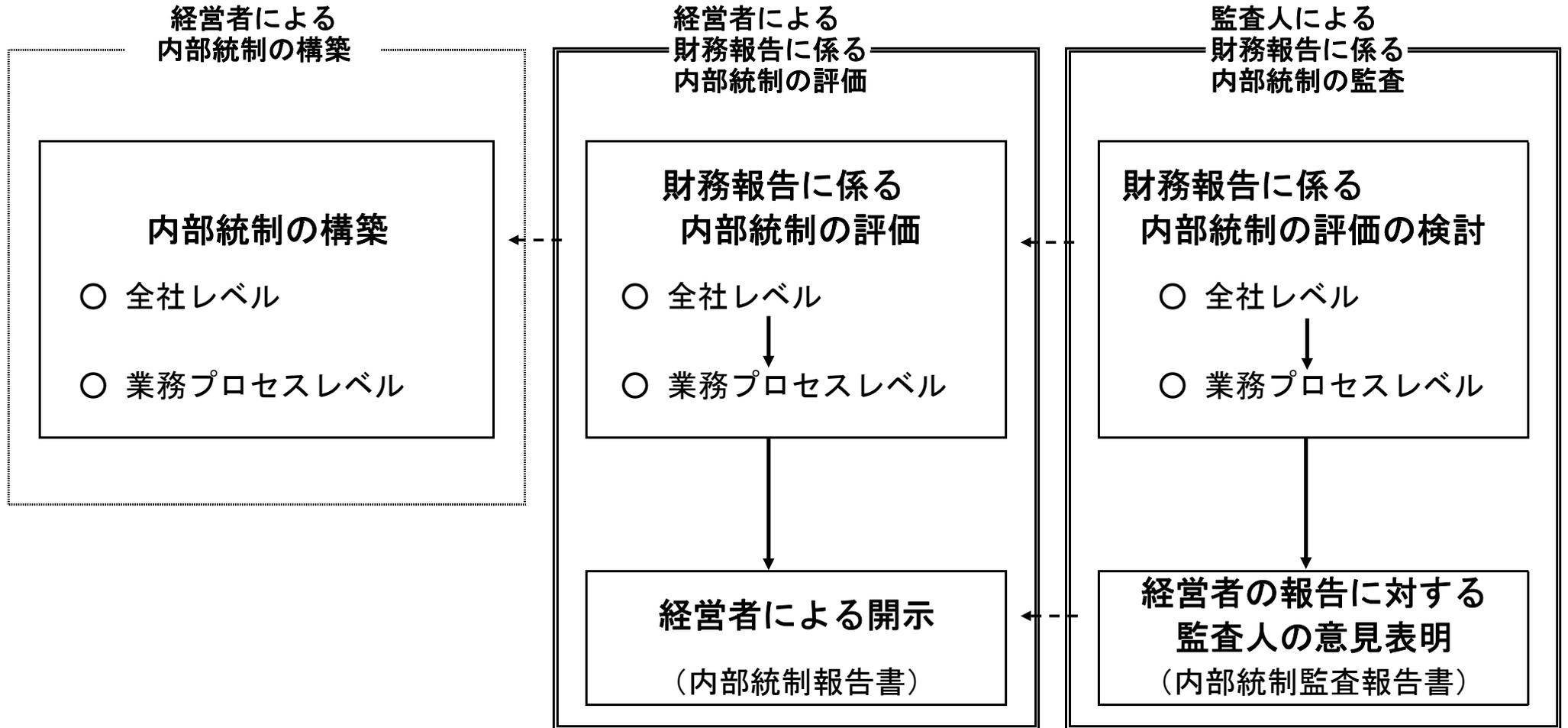
金融商品取引法(平成18年6月7日成立) ~平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用
上場会社を対象に財務報告に係る内部統制の「評価」と「監査」を義務付け(内部統制報告制度)
併せて、有価証券報告書等の適正性について、経営者の確認を義務付け(確認書制度)

企業会計審議会

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価
及び監査に関する実施基準の設定について」(平成19年2月15日)

内部統制の評価及び監査に係る基準並びにより詳細な実務上の指針(実施基準)の公表

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の流れ



評価・監査のコスト負担が過大とならないための方策

先行して制度が導入された米国における状況等を検証し・・・

1. トップダウン型のリスク・アプローチ

全社的な内部統制の評価を踏まえて、重大な虚偽の表示につながるリスクに着眼して、必要な範囲で業務プロセスに係る内部統制を評価

(注) 実施基準では、業務プロセスの絞り込みの指針を提示

2. 内部統制の不備の区分

内部統制の不備を「重要な欠陥」と「不備」の2つの区分に簡素化（米国では3つ（「重大な欠陥」、「重大な不備」、「軽微な不備」）に区分）

(注) 実施基準では、「重要な欠陥」の判断基準を提示

3. ダイレクト・レポーティング（直接報告業務）の不採用

監査人は、経営者が実施した内部統制の評価について監査を実施

4. 内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施

内部統制監査は、財務諸表監査と同一の監査人が実施。

(注) 実施基準では、監査計画を一体的に策定し、監査証拠は双方で利用することを説明

5. 内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書の一体的作成

内部統制監査報告書は、財務諸表監査報告書と合わせて記載することを原則

6. 監査人と監査役・内部監査人との連携

監査人は、監査役などと適切に連携し、必要に応じ、内部監査人の業務等を利用

実施基準のポイント

実施基準のポイント	(参考) 米国の状況
<p>○ 財務報告に係る内部統制の構築プロセスについて記述</p> <p>○ 評価・報告に係る基準を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全社的な内部統制に係る評価項目を例示 ● 評価範囲の絞り込みに工夫 <ul style="list-style-type: none"> イ. 売上高等の概ね 2/3 程度をカバーする事業拠点の 3 勘定科目（売上、売掛金、棚卸資産）をベース ＋重要な業務プロセスを個別に追加 ロ. 評価範囲に係る経営者と監査人の協議プロセスを明示 ● 「重要な欠陥」に係る判断方法、判断基準を明示（例えば、連結税引前利益の 5% 程度） <p>○ 監査に係る基準を整備（→米国の基準を、適宜、参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 内部統制監査は、原則、財務諸表監査と同一の監査人が実施。監査計画は財務諸表監査と一体に策定。監査証拠は相互に利用可能。 ● ダイレクト・レポーティングは不採用。ただし、監査人は、監査に当たって、自ら十分な監査証拠を収集。 ● 運用状況の検証に係る信頼度（90%）等を明示。 	<p>○ 米国の基準等にはない。</p> <p>○ 米国の基準等にはない（現在、SEC において作成作業中）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 米国においても最近、中小公開企業向け COSO の中で、同様の評価項目を公表。 ● 米国の実務では、当初、例えば、90-95%の事業拠点において、90-95%の勘定科目について業務プロセスの評価を行う結果となっていたとの指摘。SEC は、現時点において、トップ・ダウン型のリスク・アプローチを強調。 ● 米国では、判断基準までは示されていない（実務上は、実施基準と同様の取扱いが行われている模様）。 <p>○ PCAOB が監査基準を作成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 米国では、同一事務所による実施が求められるのみで、同一監査チームによる実施までは求められていない。 ● 米国では、ダイレクト・レポーティングを併用。 ● 米国の基準でも同様の取扱い。